

# 学校法人札幌大谷学園 役員の報酬等に関する規則

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、学校法人札幌大谷学園（以下「学園」という。）の寄附行為第36条の規定に基づき、役員の報酬、退任慰労金及び旅費等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規則における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 学園の寄附行為第5条（役員）に従い、役員とは理事及び監事をいう。
- (2) 理事のうち、本学園の教職員の理事を常勤の役員という。
- (3) 常勤の役員以外を非常勤の役員という。
- (4) 役員の報酬等とは、報酬、退任慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）等の経費をいう。

## 第2章 報 酬

(報酬の支給)

第3条 役員に報酬を支給する。

(報酬額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬月額は別表第1のとおりとする。

- 2 非常勤の役員に対する報酬月額は別表第2のとおりとする。
- 3 特別の任務を委嘱された非常勤の役員については、理事会の議を経て前項の報酬に一定額を加給して支給することができる。
- 4 前項の加給額は、第8条第2号に規定する退任慰労金算出の基準報酬額には含めないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は、原則として、本人名義の銀行等口座に振込むものとする。この場合、本人が給与支給日に払い出しができなければならない。

- 2 報酬等の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その日前において、もっとも近い日で休日でない日に支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに役員に就任した者には、その月から報酬を支給する。

- 2 役員が退任し、又は解任された場合は、当日までの報酬を支給する。

### 第3章 退 任 慰 労 金

#### (退任慰労金の支給)

第7条 役員が退任したときは、その者に退任慰労金を支給する。ただし、任期満了後引き続き就任した場合は、実際に退任するとき、その通算の在任期間分を支給するものとする。

2 役員が死亡により退任した場合の退任慰労金は、その遺族に支給するものとする。遺族の範囲及び順位は、「国家公務員退職手当法」の例による。

#### (退任慰労金算出の基準報酬額)

第8条 退任慰労金算出に係る基準報酬額は、次のとおりとする。

(1) 常勤の役員として在任した期間の基準報酬額は、常勤の役員を退任した日のその者の給料月額とする。

(2) 非常勤の役員として在任した期間の基準報酬額は、非常勤の役員を退任した日のその者の報酬月額とする。ただし、専任職員である者が非常勤の役員に在任した期間の基準報酬額は、所属長職にあった者を除き、報酬月額の半額とする。

#### (退任慰労金の算出方法等)

第9条 常勤の役員の退任慰労金は、前条第1号に規定する基準報酬額に、次に掲げるそれぞれの在任期間ごとの割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 1年以上4年以下の期間については、1年につき100分の125

(2) 5年以上8年以下の期間については、1年につき100分の150

(3) 9年以上12年以下の期間については、1年につき100分の175

(4) 13年以上の期間については、1年につき100分の200

2 非常勤の役員の退任慰労金は、前条第2号に規定する基準報酬額に、前項に掲げるそれぞれの在任期間ごとの割合を乗じて得た額の合計額とする。

3 任期満了後引き続き役員に就任した場合の退任慰労金は、常勤及び非常勤の役員であった在任期間ごとに通算し、それぞれ計算のうえ合算した額とする。

4 前3項の在任期間は、就任から退任までの年数とし、毎年10月1日を起算日として翌年9月30日までを1年として計算する。ただし、在任1年未満の端数月は、1年として計算する。

5 1年の間に、常勤の役員に在任した期間と非常勤の役員に在任した期間がある場合は、常勤の役員として在任したものとして計算する。

#### (退任慰労金の最高限度額)

第10条 前条第1項の規定により計算した退任慰労金の額が、役員の退任の日における報酬の月額に60を乗じて得た額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退任慰労金の額とする。

#### (退任慰労金の加給)

第11条 特別の事由がある者については、理事会の議を経て前条の退任慰労金に加給して支給することができる。

## 第4章 旅 費

(旅費の支給)

第12条 役員が出張した場合には、当該役員に対して旅費を支給する。

(旅費の種類及び旅費額)

第13条 旅費の種類は、別表第3のとおりとし、「学校法人札幌大谷学園旅費規程」に準じる。

(出張雑費)

第14条 出張の性質により、この規則による旅費のほか、当該出張において付随的に必要とする費用は、これを出張雑費として支給することができる。

(国外出張旅費)

第15条 この規則に定めるもののほか、国外出張に関する事項並びに出張手続及び旅費の支給等について必要な事項は、「学校法人札幌大谷学園旅費規程」に準じる。

## 第5章 雑 則

(通勤及び宿泊)

第16条 常勤の役員が、学園から2km以上離れた住居から通勤している場合に通勤手当を支給する。

通勤手当の支給は「学校法人札幌大谷学園教職員給与規程(通勤手当)第13条」に準じる。

2 常勤の役員が、学園への通勤に際して宿泊を要すると理事会で認められた場合のみ宿泊料について実費を支給することができる。

(公 表)

第17条 この法人は、この規則をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第18条 この規則の改廃は、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則 (H17/第4回理事会)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

2 当分の間、常勤の役員に対する報酬月額を支給に当たっては、当該常勤の役員の報酬月額から、当該報酬月額に100分の2.0を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

3 常勤の役員の報酬月額は、平成25年6月1日から平成26年5月31日までの間に限り、当該常勤の役員の報酬月額に100分の86.9を乗じて得た額とする。

附 則 (H17/第5回理事会)

この規則は、平成17年11月29日から施行する。ただし、通勤の費用は平成17年10月支給分から適用する。

附 則 (H18/第7回理事会)

この規則は、平成18年9月15日から施行する。

附 則 (H22/第4回理事会)

1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。

2 常勤の役員に係る平成22年12月に支給する賞与の額は、理事会が定める賞与の額から、次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。

(1) 常勤の役員が受けるべき報酬月額に100分の0.29を乗じて得た額に、8を乗じて得た額

(2) 常勤の役員に対し平成22年6月に支給された賞与の額に100分の0.29を乗じて得た額

附 則 (H24/第1回理事会)

この規則は、平成24年6月1日から施行する。

附 則 (H24/第5回理事会)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の役員の報酬等に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する出張について適用し、同日前に出発した出張については、なお従前の例による。

附 則 (H25/第3回理事会)

この規則は、平成25年6月1日から施行する。

附 則 (H26/第2回理事会)

1 この規則は、平成26年7月1日から施行する。

2 平成26年4月1日に就任した理事長の報酬月額は、平成27年3月31日までの間に限り、月額10万円とし、平成26年4月1日より適用し支給するものとする。

附 則 (H26/第7回理事会)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 平成26年4月1日に就任した理事長の報酬月額は、平成27年5月31日までの間に限り、月額10万円とし支給するものとする。

附 則 (H27/第1回理事会)

1 この規則は、平成27年5月1日から施行する。

2 理事長の報酬月額は、月額10万円とし支給するものとする。

附 則 (2019年度/第9回理事会)

1 この規則は、2020年4月1日から施行する。

附 則 (2021年度/第7回理事会)

1 この規則は、2021年4月1日から施行する。

なお、第4条第2項については、2021年度以降新たに就任される役員から適用する。

2 2021年度以前から就任している常勤の役員の退任慰労金は、2021年度以降の理事の任期までは、「学校法人札幌大谷学園常勤理事退職功労金支給申合せ（平成4年3月30日施行）」を適用し、2021年度以降、重任された任期の退任慰労金は第9条を適用したうえで、在任期間ごとに通算し、それぞれ計算のうえ合算した額とする。

3 2021年度以前より就任している常勤の役員が不在となり次第、「学校法人札幌大谷学園常勤理事退職功労金支給申合せ（平成4年3月30日施行）」を廃止する。

附 則 (2022年度/第14回理事会、第6回評議員会)

この規則の一部改正は、2023年4月1日から施行する。

別表第1（第4条第1項関係）

役職名	報酬の額（月額）
理事長	40,000 円
常務理事	20,000 円
理事	10,000 円

別表第2（第4条第2項関係）

役職名	報酬の額（月額）	
理事長	100,000 円	
常務理事	50,000 円	
理事	40,000 円	日当①： 6,000 円 理事会及び理事長が出席を必要として認めた会議への出席（ただし、評議員会を除く）。 日当②： 3,000 円 評議員会への出席。
監事	50,000 円	上記、日当①及び日当②を適用。

別表第3（第13条第2項関係）

旅費の区分		旅費
鉄道賃 船賃 航空賃 車賃		「学校法人札幌大谷学園旅費規程」 （鉄道賃）第8条、（船賃）第9条、 （航空賃）第10条、（車賃）第11条 に準じる。
日当		3,100 円 「学校法人札幌大谷学園旅費規程」 （日当）第12条 に準じる。
宿泊料	甲地方	14,000 円
	乙地方	11,500 円

備考

- 1 甲地方
- 2 乙地方

「学校法人札幌大谷学園旅費規程」別表第1に準じる。